

目黒西中学校に通学する生徒の通学負担緩和措置の検討経過等について

◆検討経過

○令和4年4月に設置した「第八中学校・第十一中学校統合新校推進協議会(学校・保護者・地域の方々・教育委員会事務局の40名で構成する会議体)」において、現在の第八中学校の場所が新校の位置となる期間について、「距離(道のり)が2キロメートルを超え、かつ徒歩で30分を超えることが見込まれる地域」から新校(現在の第八中学校の場所)まで通学する生徒に対して、適切な通学負担の緩和措置を講じるよう要望がありました。

※第八中学校・第十一中学校の統合新校の基本的事項に関する協議結果報告書(令和4年11月提出)

<URL>

https://www.city.meguro.tokyo.jp/documents/5235/kyogikai_hokokusho0811_1.pdf

<コード>



○区教育委員会は、統合新校推進協議会の協議結果を踏まえて、令和5年3月に「第八中学校・第十一中学校の統合新校整備方針(※)」を策定し、この中で、「通学負担の緩和措置に関する考え方」を定め、現在の第八中学校の場所が新校の位置となる期間について、通学距離の関係から徒歩以外での通学を必要とする生徒が最適な通学方法を選択できるよう、適切な通学負担の緩和措置を講じることとし、地域ごとに以下の対応を検討していく旨を定めました。

(1)自由が丘二丁目・三丁目一部地域

- ① 公共交通機関の交通費補助

(2)緑が丘三丁目一部地域

- ② 公共交通機関の交通費補助
- ③ 車両による対応
- ④ 安全性に最大限配慮した自転車利用

※第八中学校・第十一中学校の統合新校整備方針(令和5年3月策定)

<URL>

https://www.city.meguro.tokyo.jp/documents/5236/0811_seibihoushin_1.pdf

<コード>



○令和5年7月に設置した「第八中学校・第十一中学校通学負担緩和・安全検討部会(学校・保護者・地域の方々の15名で構成する会議体)」において、通学負担緩和措置の具体的な検討を行い、対象とする地域や基準等について、下表のとおり確認しました。検討部会では、過去の統合事例や他の区立中学校の通学の状況を勘案し公平性を考慮しつつも、より多くの生徒を対象にしたいとのご意見が多くあったことから、緩和措置の対象とする地域について一定程度の緩和を行いました。

<検討部会で確認した対象とする地域や基準等>

項目	検討部会での検討内容
対象とする地域の考え方	地図アプリケーション(Googleマップ)による徒歩ルート検索した結果を用いて、「距離(道のり)が2キロメートルを超える」又は「徒歩で30分を超える」という基準のいずれかを満たす地域を対象とし、 <u>番地を単位として地域を選定する。</u>
対象とする地域	(1)【整備方針】自由が丘二丁目・三丁目一部地域 ⇒【検討部会での検討】 <u>自由が丘一丁目(3~14、24~31)、自由が丘二丁目(8~19)、自由が丘三丁目(5~12)、緑が丘二丁目(15~17、24、25)</u> (2)【整備方針】緑が丘三丁目一部地域 ⇒【検討部会での検討】 <u>緑が丘三丁目全域</u>
自由が丘一丁目・二丁目・三丁目、緑が丘二丁目の一部地域から通学する生徒の具体策	電車又は路線バスの利用により、通学時間の短縮につながることから、公共交通機関の定期代の補助を行うことを基本とする。
緑が丘三丁目から通学する生徒の具体策	<u>対象家庭への聴き取り調査の結果及び検討部会での意見を踏まえて、「車両による対応」が最も通学時間を短縮でき、また、安全性を確保した対応と考えられることから、「車両による対応」を基本とする。</u>

(第八中学校・第十一中学校の統合新校整備方針一部抜粋)

<参考> 通学区域における最長地点からの通学距離(目安)

○ 新校の通学区域内で、新校からの距離(道のり)が最も遠い地点から通学する場合の道のり

新校	新校舎 (第十一中学校校地)	約1.8km	開校当初の校舎 (第八中学校校地)	約2.5km
----	-------------------	--------	----------------------	--------

○ 各校の通学区域で、各校からの距離(道のり)が最も遠い地点から通学する場合の道のり

現在の 中学校	第一中学校	約1.9km	第七中学校	約1.2km
	第八中学校	約1.4km	第九中学校	約1.3km
	第十中学校	約1.8km	第十一中学校	約1.7km
	東山中学校	約1.1km	目黒中央中学校	約2.1km
	大鳥中学校	約2.0km		

※上記の距離は、地図アプリケーション(Google マップ)により徒歩ルート検索した結果を記載しています。

◆Q & A

Q 1	通学負担緩和措置の対象地域について、第八中学校・第十一中学校の統合新校整備方針において「距離（道のり）が2キロメートルを超え、かつ徒歩で30分を超える地域」としていたところ、「距離（道のり）が2キロメートルを超え、又は徒歩で30分を超える地域」と緩和した理由は何か。
A 1	地図アプリケーション(Googleマップ)の徒歩ルート検索による検証の結果において、距離(道のり)が2キロメートルを超えても、徒歩で30分を越えない地域が多数あることを把握し、また、過去の統合事例や他の区立中学校の通学の状況を勘案し公平性を考慮しつつ、検討部会委員から、より多くの生徒を対象にしたいとのご意見が多く寄せられたことから、一定程度の緩和を行うこととして検討を進めました。
Q 2	地域ごとの通学負担の緩和措置はどの様にして決まったのか。
A 2	<p>○過去の統合事例である目黒中央中学校(平成18年4月開校)の開校当初、旧第六中学校の場所が校地だった期間(平成18年度・平成19年度)について、「距離(道のり)が2キロメートルを超え、かつ徒歩で30分を超える地域」を対象として、公共交通機関の交通費補助による通学負担の緩和措置を講じました。</p> <p>※大鳥中学校(平成27年4月開校)では、通学区域の最長距離が約2.0キロメートルであるため、交通費補助等の緩和措置は講じていません。</p> <p>○今回の取組においても、「距離(道のり)が2キロメートルを超え、かつ徒歩で30分を超える地域」を対象として、「公共交通機関の交通費補助」による通学負担の緩和措置を想定していたところですが、緑が丘三丁目においては、公共交通機関を利用しても徒歩による所要時間と比較して時間短縮の効果が限定的であったことから、「公共交通機関の交通費補助」に加えて、「車両による対応」、「安全性に最大限配慮した自転車利用」を具体策として検討を重ね、結果として「車両による対応」となりました。</p>
Q 3	緑が丘三丁目から通学する生徒への「車両による対応」は、どの様なものか。緑が丘三丁目以外の生徒は希望することで乗車できるのか。
A 3	<p>○現在検討中となりますが、区が保有する普通車を活用し、登校時間に合わせた便、下校時間に合わせた便を手配することとして検討を進めています。また、登下校便のための乗降場所は緑が丘三丁目内に設けることとして検討を進めています。</p> <p>○緑が丘三丁目から通学する生徒の人数に合わせて、区が保有する普通車を必要台数手配することとしており、緑が丘三丁目以外の生徒の乗車は見込んでおりません。緑が丘三丁目以外にお住まいで、生徒の身体的な特性等により徒歩での通学が困難な状況がある場合には、学校統合推進課にご相談ください。</p>
Q 4	目黒西中学校と同じく、令和7年4月に開校する目黒南中学校に通学する生徒に対して、「公共交通機関による交通費補助」などの通学負担の緩和措置を講じるのか。
A 4	開校当初の目黒南中学校(現在の第七中学校の場所)まで、最長地点からの距離が約1.8キロメートルであり、「公共交通機関による交通費補助」など、通学負担の緩和措置は講じません。

Q 5	対象地域以外から目黒西中学校に通学する場合、自費で公共交通機関を利用することは可能か。
-----	---

A 5	公共交通機関を利用して通学する場合、学校長の許可が必要となります。認められた場合には、自費で公共交通機関を利用することができます。
-----	---

Q 6	一部地域から通学する生徒への通学負担の緩和措置のほかに、通学負担の緩和措置は何か講じるのか。
-----	--

A 6	開校当初の校舎には、通学負担の緩和の一環として、夏季休業期間中に従来のロッカーより大きいサイズの個人用ロッカーを設置しています。より大きいサイズの個人用ロッカーを活用して通学時の手荷物を軽減することや、部活動の際の一時帰宅を不要とすることなどを想定しています。手荷物の軽減や部活動の際の一時帰宅の不要を希望される場合には、学校あて個別にご相談ください。
-----	--

以 上